

令和6年度版 所得税法能力検定試験 過去問題集

「所得税法能力検定試験 2級 過去問題集」に下記の誤りがございました。
 確認作業が不十分でございました。訂正してお詫び申し上げます。

令和6年10月18日現在

頁	正誤	内容
72	誤	第114回 問題 第3問 10. [資料2] 骨とう品 譲渡日 本年4月11日
	正	第114回 問題 第3問 10. [資料2] 骨とう品 譲渡日 本年4月19日
93	誤	第108回 解説 第5問 10. 所得控除関係 (6) 障害者控除 その居住者の課税標準額から75万円を控除する。
	正	第108回 解説 第5問 10. 所得控除関係 (6) 障害者控除 その居住者の課税標準額から27万円を控除する。
133	誤	第114回 解説 第1問 理論問題 1. 事業所得の意義 (所法27①) 事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業から生ずる所得 (山林所得又は譲渡所得に該当するものを除く。)をいう。
	正	第114回 解説 第1問 理論問題 1. 寄附金控除 (所法78①) 居住者が、各年において、特定寄附金を支出した場合において、その年中に支出した特定寄附金の額の合計額 (その合計額がその者のその年分の課税標準額の合計額の100分の40相当額を超えるときは、その100分の40相当額) が2,000円を超えるときは、その超える金額を、その居住者のその年分の課税標準額から控除する。
	誤	3. 青色申告の承認の申請 (所法144) 青色申告の承認を受けようとする居住者は、その年3月15日まで (その年1月16日以後新たに業務を開始した場合には、その業務を開始した日から2月以内) に青色申告の承認申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
	正	3. 勤労学生の意義 (所法2①三十二) 学生等で、給与所得等を有するもののうち、合計所得金額が75万円以下であり、かつ、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得に係る部分の金額が10万円以下であるものを勤労学生という。

133	誤	<p>5. 経常所得の金額の意義（所令198一） 経常所得の金額とは，利子所得の金額，配当所得の金額，不動産所得の金額，事業所得の金額，給与所得の金額及び雑所得の金額をいう。</p>
	正	<p>5. 障害者控除（所法79①） 居住者が障害者である場合には，その者のその年分の課税標準額から 27 万円（その者が特別障害者である場合には，40 万円）を控除する。</p>